

金沢市駐車場整備に関する基本計画及び駐車場整備地区における駐車場整備計画（第3次）の概要

1. 見直しの背景

(1) 見直しの背景

- ・北陸新幹線金沢開業に伴う社会情勢の変化
- ・第2次金沢交通戦略などの各種計画の策定

(2) 駐車場整備に関する現況

①社会情勢の変化

- ・観光客数（+190万人 対H26）
- ・バス利用数の増加（+300万人 対H26）
- ・主要駐車場の入込数の減（-1,253台 対H21）
- ・ホテル開発等の活発化

②駐車場整備台数の現状

- ・駐車場整備台数の微減（-1.7% 対H21調査）
- ・時間貸し駐車場の箇所数の増（+65箇所 対H21調査）
- ・時間貸し駐車場の小規模化（-16.2台/箇所 対H21調査）
- ・金沢駅周辺：月極駐車場の減少、専用自家駐車場の増加
- ・武蔵・南町周辺：月極駐車場の減少、今後の開発が活発化
- ・どの地区においても、細街路に時間貸し駐車場が増加

(3) 見直しの考え方

- ①現整備計画の取り組み状況
- ②基本方針、方向性は現計画を継続（駐車場台数の抑制は図られている）
- ③現況や社会情勢の変化により生じている課題に対応するため、新たな施策も展開
- ④各計画と整合

2. 駐車場整備に関する基本計画

(1) 駐車場整備に関する考え方

①駐車場整備における基本方針

量的な整備から質的な整備への転換

②駐車場整備に関する公共と民間の役割分担

(i) 主に公共の役割

- ・駐車需要の軽減
- ・駐車場案内システムの活用
- ・パーク・アンド・ライドの推進 等

(ii) 主に民間の役割主に民間の役割

- ・駐車場の整備・確保、適切な管理・運営
- ・円滑な交通とバリアフリーへの配慮 等

(iii) 公共と民間の協働による役割

- ・適正配置の推進
- ・住民主体のルールづくり
- ・集約駐車場施設、立体駐車場の利用促進 等

③駐車場の附置義務に関する基本的考え方

- ・附置義務制度の運用を継続
- ・国の方向性：駐車需給特性や用途を反映した整備
- ・まちなかでは、特性に応じた運用を検討

(2) 駐車場の整備に関する方策

①駐車場の附置義務制度に関する整備方策

- ・原単位の適正化：原単位や届け出対象の規模等の適正化
- ・附置義務制度の運用の適正化：隔地制度や附置義務の緩和の適正化
- ・荷捌き、車いす利用者などのための駐車場等の確保

②公共的駐車場の整備に関する方策

- ・観光バスについては、乗降場等の適地の調査

③路上駐車場の整備に関する方策

- ・道路事情を鑑み、路外駐車場を基本
- ・タクシーベイや荷捌きスペースの確保に向け検討

④自動車の保管場所の整備に関する方策

- ・路上駐車とならないよう、自己敷地又は近傍での保管を基本

(3) 駐車場の整備を重点的に推進すべき地区

①駐車場の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針

- ・従来と同様

②駐車場の整備を重点的に推進すべき地区の内容

- ・金沢都心部地区 A=673ha：現計画を継承

③駐車場整備地区：上記②の地区と同地区

3. 駐車場整備地区における駐車場整備計画

(1) 駐車場整備地区における整備状況と方向性

① 駐車場整備の現況

- ・ 駐車場整備台数の微減 (1, 100 台減 対 H21 調査)
- ・ 細街路 (住宅地) での小規模時間貸し駐車場の整備増加
- ・ 都心軸に面した事業所等の来客駐車場の増加

② 駐車需要の見通し

流入車両の抑制や公共交通の利用促進を図り、駐車需要が大きく増加しないよう

総合的にまちづくりを進め、駐車場の適正配置を推進

- ・ 2009 年 (H21 年) 現況整備台数 66, 600 台
- ・ 2016 年 (H28 年) 現況整備台数 65, 500 台
- ・ 2032 年 推計必要台数 45, 000 台

③ 駐車場整備地区における方向性

(i) 都心軸周辺とその他の地域で減り張りをつけた駐車場施策の展開

- ・ 都心軸沿線は、駐車場の新設の抑制や入出庫の抑制等を図る地区
- ・ 幹線道路沿線においては、集約や立体駐車場の整備が有効

(ii) 既存駐車場の効率的な活用

- ・ 適切な周辺の駐車場への誘導等、利用効率を高める施策を展開

(iii) 多様な駐車需要への対応

- ・ 多様な需要に対応するための施策を展開

(iv) まちづくり関連政策との連携

- ・ 交通政策、住宅政策等と連携

(2) 駐車場整備地区における整備目標年次及び目標量

① 目標年次：2032 年 (概ね 5 年ごとに内容の見直し)

② 目標量：2016 年 (H28 年) の整備台数を基本とし、2032 年の推計必要台数に近づける。

(3) 駐車場整備地区における施策等

① 駐車場台数の総量増加を抑制

(i) 駐車場附置義務の原単位等の適正化

- ・ 原単位や対象となる建築物の規模の適正化
- ・ 都心軸では、附置義務緩和又は隔地制度により駐車場の新設を抑制

(ii) 隔地要件の適正化

- ・ 隔地先の距離や構造等の見直しを検討

(iii) 既存駐車場の効率的な活用

- ・ 駐車場案内システムでの観光バス駐車場の満空情報の提供
- ・ 新規の駐車場の加入、当システムの周知徹底

② 小規模駐車場の抑制・集約化

(i) 駐車場の配置適正化

- ・ 駐車場適正配置条例に基づく適正配置、指導
- ・ まちづくり協定等による駐車場設置の抑制

(ii) 集約駐車施設、立体駐車場の利用促進

- ・ 集約駐車場の指定による既存駐車場の効率的な活用
- ・ 小規模駐車場の集約化に向け、制度面からの誘導を検討

(iii) 技術的基準適用の促進

- ・ 駐車場法に基づく技術的基準の適用拡大を検討

③ 都心軸上からの入出庫の制限

(i) 都心軸上からの入出庫の制限

- ・ 「まちなか駐車場設置基準」の見直しや窓口での指導

④ まちなかへのマイカー流入抑制

(i) パーク・アンド・ライドの推進

- ・ 周辺自治体と連携した P&R 駐車場の設置や利用促進

(ii) Kパークの普及・利用

- ・ Kパーク用地の確保や利用の促進

(iii) バス専用レーン遵守率向上

- ・ 公共交通の定時性・速達性の確保によるマイカーから公共交通への転換

⑤ 路上における荷捌き車両の適正化

(i) 荷捌き駐車場・ベイや荷捌き車両停車可能区域の見直し及び利用促進

- ・ 荷捌き車両停車可能区域の拡充検討や啓発活動の実施

(ii) 集配基地の設置や時間貸し・月極駐車場の共同借り上げによる空間確保

- ・ 事業者にとって利便性の高い荷捌きスペースの確保に向け事業者と共に推進

⑥ 都心軸上や駅周辺におけるタクシーや観光バスの乗降の適正化

(i) 観光バスの乗降適正化

- ・ 観光バス乗降場の適地調査の実施や観光バス駐車場への誘導強化

(ii) タクシーの乗降適正化

- ・ タクシーベイの移設検討や路上における待機駐車への指導強化

これまでの経緯と今後のスケジュール

平成 29 年度	平成 29 年 8 月 23 日	第 1 回審議会	◆金沢市駐車場整備に関する新基本計画・整備計画の見直しについて ◆現計画のフォローアップと今後の検討事項について
	平成 29 年 11 月 27 日	第 2 回審議会	◆金沢市中心部の地区別駐車場現況の整理 ◆荷捌き駐車場利用現況の整理 ◆観光バス駐車場の現況整理 ◆現況及び課題の整理と方策・施策（案） ◆駐車場基本・整備計画見直し（案）の概要
	平成 29 年 12 月 27 日	第 3 回審議会	◆駐車場基本計画・整備計画改定の骨子（案） ◆駐車場施策の検討方針（案）
	平成 30 年 1 月 5 日 ～平成 30 年 2 月 3 日	パブリックコメント	意見 4 件
	平成 30 年 2 月 16 日	第 4 回審議会	◆金沢市駐車場整備に関する基本計画及び駐車場整備地区における 駐車場整備計画（第 3 次）（案）について ◆パブリックコメント及び各委員からの意見・回答 ◆施策の検討方針について

	平成 30 年 4 月 1 日	金沢市駐車場整備に関する基本計画及び駐車場整備地区における駐車場整備計画（第 3 次）の施行
--	-----------------	--

平成 30 年度		審議会の開催	<p>駐車場整備計画の施策の具現化に向けての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附置義務制度の見直し 附置義務原単位の緩和、対象建築規模の緩和 ・ 隔地制度の見直し 隔地先の距離の延伸や構造等の要件の緩和 時間貸し駐車場への隔地 等々
	検討の結果、関係する条例の改正が必要となった場合、すみやかに条例改正に向けた手続きを行う。		